

#### 4-4-2 法人税における経費、費用

Q 法人税を計算する場合における経費及び費用にはどのようなものがありますか？

A 法人税の計算の基礎（課税標準）である各事業年度の所得の金額は、収益の額から損金の額を差し引いて算出しますが、その損金の額は、会計上の費用の額を基礎として算出します。

基本的には法人が営む事業に関連する支出が経費（費用）となります。太陽光発電事業を営む法人においては、太陽光発電事業による売電収入を得るために要する支出が経費（費用）となります。

(M)

#### 解説

##### 1. 損金の額

法人税における損金のその損金の額は、会計上の費用の額を基礎として算出します。

会計上の費用の額は、太陽光発電事業による売電収入を得るために要する支出と言えますが、事業と関係がない支出、例えば、役員個人が負担すべき家事的な費用は、損金の額に算入できません。

実務上、家事的な費用でも、太陽光発電事業のために必要となり、支出したものであれば、領収書等を保存し、合理的な方法により、使用割合を勘案して、法人の損金の額に算入することは可能です。必要があれば、契約書等を作成するのも良いでしょう。

##### 2. 経費となるもの（太陽光発電事業を営む法人について主に発生するもの）

###### ① 役員報酬

社長や配偶者等の親族を役員として、毎月支払う役員報酬を法人の経費とすることが可能です。要件としては毎月同額であることと、毎月の支払等が必要となります（定期同額給与）。また、金額の改訂は、原則として期首から3か月以内に行う必要がある点に注意が必要です。

###### ② 減価償却費

太陽光発電設備やフェンス、防草シートの取得価額を毎年減価償却により法人の経費とすることが可能です。資産の種類により耐用年数が異なる点に注意が必要です。太陽光発電設備は、機械装置17年、フェンスは、構築物10年、防草シートは、器具備品2年とすることが多いです。償却方法は定額法か定率法を選択できますが、定額法強制となります。届出を提出しない場合、太陽光発電設備と防草シートは、定率法となります。

### ③ 旅費交通費

太陽光設備の視察に要した電車代やタクシー代、ガソリン代は法人の経費とすることが可能です。法人が所有している社用車を使用した場合のガソリン代や車検費用、修理代や自動車税など経費処理が可能となりますが、購入代金の明細など書面を残しておく必要があります。

役員個人が保有する車両を法人の太陽光発電事業に供した場合、供した程度に応じて、ガソリン代や車検費用、修理代などを損金とすることは可能ですが、車両の使用契約書などを作成し、費用負担についても規定しておくとなお良いでしょう。

### ④ 消耗品費（10万円未満のもの）

太陽光設備を自社で管理する場合、除草作業に使用する除草剤や草刈り機などを購入するケースがありますが、これらの購入費用は消耗品費として法人の経費とすることが可能です。なお、取得価額が10万円以上のものはその取得価額に応じて一定の期間で費用処理していくことになります。

### ⑤ 地代家賃、水道光熱費

太陽光設備の敷地を賃借する場合に発生する賃借料や電気を購入する際に生じる電気料などは法人の経費とすることが可能です。また、自宅を事務所として使用する場合にはその使用割合を面積など合理的な基準により決定し、経費化することも可能です。

### ⑥ 保険料

太陽光設備に係る火災保険や地震保険などの保険料は法人の経費とすることが可能です。

### ⑦ メンテナンス費用

太陽光設備の管理業務を外部業者へ委託した場合に生じる業務委託料などのメンテナンス費用は法人の経費とすることが可能です。

### ⑧ 租税公課

太陽光発電用設備やその敷地に係る償却資産税や印紙代、登録免許税などは法人の経費とすることが可能です。

### ⑨ 通信費

携帯電話やインターネットに係る料金のうち法人の業務に使用した分は法人の経費とすることが可能です。

#### ⑩ 報酬（税理士、司法書士などへの支払）

税理士への顧問料や司法書士への登記手続き費用は法人の経費とすることが可能です。

#### ⑪ 支払利息

金融機関や信販などのローンで太陽光発電設備を購入した場合、月々の支払いが発生します。そのうち支払利息については全額が法人の経費として計上することが可能です。

#### ⑫ その他

太陽光設備業者との打合せ費用（飲食代など）や地主への手土産代などを法人の経費とすることが可能です。期末資本金額が1億円以下の法人（※）は1事業年度当たり800万円まで経費となります。なお、飲食代のうち1人当たり5,000円以下のものは交際費に含めず単純経費（会議費など）として処理が可能です。

※ 大法人（資本金5億円以上の法人）による完全支配関係があるものを除きます。